

安芸市地籍調査委託業務（2項委託）

共通仕様書

目次

第1条	目的	2
第2条	法令等	2
第3条	計画	2
第4条	打合せ	3
第5条	技術者の配置	3
第6条	工程管理及び工程検査	3
第7条	技術管理	4
1.	使用機器の検定	4
2.	成果品の検定	4
第8条	土地の立入り等	4
第9条	関係官公庁その他への手続き等	4
第10条	保安	4
第11条	成果品の検査	5
第12条	成果品の瑕疵	5
第13条	成果品の帰属	5
第14条	業務の完了	5
第15条	損害の補償	5
第16条	資料等の貸与及び返還	5
第17条	再委託	6
第18条	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求の排除	6
第19条	個人情報の保護	6
別記	個人情報取扱特記事項	7

第1条 目的

本共通仕様書は、安芸市（以下「委託者」という。）が国土調査法第10条第2項の規定に基づき、国土調査法施行規則第4条で定める要件に該当する法人（以下「受託者」という。）に委託する地籍調査事業の作業方法等について定めるものである。

第2条 法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか委託契約書及び下記の法令等に基づき実施するものとし、疑義が生じた場合には委託者と受託者が協議の上決定し、受託者はその指示に従うものとする。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- (3) 国土調査法施行規則（平成22年国土交通省令第50号）
- (4) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）
- (5) 同運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (6) 地籍図作成要領（令和3年国不籍第489号）
- (7) 地籍簿作成要領（令和3年国不籍第581号）
- (8) 基準点測量作業規程準則（昭和61年総理府令第51号）
- (9) 地籍調査事業工程管理及び検査規程
（平成14年国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (10) 2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則
（平成24年国土籍第569号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (11) 地籍調査事業（2項委託）実施要領
（平成24年国土籍第567号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (12) 地籍測量に用いる器械の点検要領
（平成23年国土籍第280号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (13) 地籍測量及び地積測定における作業の記録・成果の記載例
（平成29年国土籍第322号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (14) 地籍調査の成果の認証の請求又は認証の承認申請に係る書類の作成要領
（令和3年国不籍第580号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (15) 地籍調査成果電子納品要領（平成29年4月国土交通省土地・建設産業局）
- (16) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (17) 国土交通省土地・建設産業局地籍整備課が公開した作業マニュアル
- (18) 上記以外の地籍調査に係る通知及び事務連絡等
- (19) その他関係法令及び通達等

第3条 計画

受託者は、契約後速やかに下記の書類を委託者に提出し、承認を得なければならない。また、その計画を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 作業工程表

- (3) 着手届
- (4) 主任技術者届
- (5) 受託監督者（工程管理者）及び受託検査者届
- (6) 実施体制表
- (7) その他委託者が指示する書類

第4条 打合せ

1. 受託者は、作業を円滑に遂行するため、業務の進捗状況報告を毎月5日までに報告・提出するほか、必要な段階ごとに委託者と十分打合せを行って、作業の手戻りや遺漏の防止に努めなければならない。なお、打合せの時期等については協議するものとする。
2. 作業実施中に指示又は協議した重要な事項及び打ち合せた内容は、打合せ記録簿等に記録し、相互に確認するものとする。

第5条 技術者の配置

1. 受託監督者・受託検査者
受託監督者及び受託検査者は、地籍調査に関する法令の趣旨を理解し、地籍調査の実施を通じて、地籍調査の各個別作業及び作業体系並びに工程管理技術に精通した者で、測量士の資格を有し、かつ地籍総合技術監理者、地籍調査管理技術者、地籍工程管理士、土地家屋調査士のいずれかの資格を有する者とする。
2. 主任技術者
主任技術者は、測量士の資格を有し、かつ地籍総合技術監理者、地籍調査管理技術者、地籍工程管理士、地籍主任調査員、土地家屋調査士のいずれかの資格を有する者とする。
3. 当該業務の受託監督者・受託検査者・主任技術者は兼務することができない。

第6条 工程管理及び工程検査

1. 受託者は、2項委託に係る工程管理及び検査規程、同細則に基づき工程毎の管理及び検査を行わなければならない。
2. 受託者は、作業者の自己点検から工程管理の点検までの間に、主任技術者等による自社点検を行うものとする。
3. 受託者は、工程毎に十分な社内検査を行った後、委託者の検査を受けるものとする。なお、中間時、委託者の指示があるときは各工程内の検査を受けるものとする。
4. 受託者は、工程管理記録及び点検の記録を成果品とともに委託者に提出しなければならない。
5. 受託者は、検査の結果、訂正指示を受けた場合は、速やかに訂正して再度委託者の検査を受けなければならない。

第7条 技術管理

1. 使用機器の検定

本業務に使用する機器は、測量精度を十分保持するものとし、使用機器名を記載した書類及び器械の点検確認書又は検定証明書を委託者に提出し承認を得るものとする。

2. 成果品の検定

(1) 受託者は、成果品について、「2 項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則の 6. 第三者機関による地籍調査成果品の検定」に定める基準を満たす機関による検定を受けなければならない。

(2) 検定を受ける成果品は、地籍図根三角測量(C 工程)、地籍図根多角測量(D 工程)、細部図根測量(F I 工程)、一筆地測量(F II-1 工程)とする。

第8条 土地の立入り等

1. 受託者は、業務を実施するにあたり、委託者が貸与する国土調査法第 24 条第 3 項及び同施行規則第 5 条の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示すること。なお、受託者は、業務終了後、速やかに身分証明書を委託者に返却すること。

2. 受託者は、調査のため他人の土地に立入る場合は、あらかじめ当該土地所有者又は占有者にその旨を通知すること。

3. 受託者は、宅地又は垣、さくその他これらに類するもので囲まれた土地に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ占有者に許可(承認)を得るか、委託者と協議の上対処すること。

4. 受託者は、地籍調査業務実施のためにやむを得ず植物、又は垣、さくその他これに類するものを伐採する必要がある時は、あらかじめ委託者に報告するものとし、報告を受けた委託者は国土調査法第 26 条に従い、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

第9条 関係官公庁その他への手続き等

1. 受託者は、地籍調査業務の実施にあたっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、地籍調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

2. 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けた時は、遅滞なくその旨を委託者に報告し協議するものとする。

第10条 保安

受託者は、本業務中交通の妨害となるような行為はもちろん、公衆に迷惑を及ぼさないよう次の各号により作業しなければならない。

(1) 交通及び保安に関係ある作業については、あらかじめ所管官公庁と協議の上、実施すること。

(2) 本業務従事者は常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこ

と。

- (3) 本業務中事故が発生した場合は、所要措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに委託者に報告し、損害賠償等の責任は受託者が負う。

第11条 成果品の検査

1. 委託者検査

- (1) 受託者は、本業務の成果品の検査時に主任技術者立会いの上、工程ごと又は業務完了後、委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、委託者から修正の指示があった場合には、速やかに修正し、再検査を受けるものとする。

2. その他の検査

受託者は、高知県（認証者）が実施する検査（認証者検査）及び会計検査院が実施する検査に協力するものとする。

第12条 成果品の瑕疵

受託者は、納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、委託者の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行う。

第13条 成果品の帰属

本業務で使用された資料及び成果品等は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の承諾を得ないで他に公表、貸与してはならない。

第14条 業務の完了

本業務の完了は、受託者が委託者に成果品に業務完了届等を添えて提出し、第11条第1項に規定する検査に合格した時をもって完了とする。

第15条 損害の補償

受託者は、本業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、直ちに委託者へその状況及び内容を報告し、委託者の指示に従い、受託者の責任において損害賠償等の処理をするものとする。

第16条 資料等の貸与及び返還

1. 本業務を実施する上で必要な資料等（委託者以外の第三者が管理する資料等を含む。）は、委託者が受託者に貸与する。
2. 受託者は、本業務遂行上、貸与資料等の複製が必要な場合は、委託者の承諾を得て行うこと。
3. 受託者は、貸与資料等及び前項の複製品については、その重要性を認識し、破損、紛失、盗難等の事故のないように管理し取扱い、本業務の完了後委託者の照合を受け速やかに返却すること。

第17条 再委託

受託者は、工程管理及び検査に係る業務を再委託することはできない。ただしその他の業務については、再委託先を明記した書面を提出し、委託者の許可を得て再委託することができるものとする。なお、再委託の成果に係る責任は受託者が負うものとする。

第18条 暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は業務妨害（以下この条において「不当介入」という。）の排除

1. 受託者は、暴力団又は暴力団関係者から業務の実施に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに調査職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。
2. 受託者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに調査職員に報告し、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。
3. 受託者は、調査職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。
4. 受託者が不当介入の報告を怠った場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第19条 個人情報の保護

受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

参考) 個人情報保護制度に関するアドバイス

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html>

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1. 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2. 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3. 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4. 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5. 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6. 受託者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第7. 受託者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8. 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第9. 発注者は、受託者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第10. 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。